

「特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」の創設に伴う証明書の発行について

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、医療用から転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費用について、平成29年分の確定申告から、新たな所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けることができるようになりました。

この控除の適用を受けるためには、個人がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、確定申告の際には、当該取組を行ったことを明らかにする書類（結果通知等）を添付又は提示する必要があります。

また、取組を行ったことを明らかにする書類（結果通知等）には、氏名、保険者名、医療機関名若しくは医師名が記載されている必要があります。

青森県後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託又は費用助成を行い実施している医科健康診査・歯科健康診査・人間ドック・脳ドックの結果通知等に保険者名として「青森県後期高齢者医療広域連合」が記載されていない場合は、改めて、保険者（青森県後期高齢者医療広域連合）に証明書の交付を申請する必要があります。（紛失等による再発行を含む）

このような場合は、お住まいの市町村（役所・役場）へ証明書の交付を申請していただきますようお願いいたします。

（参考）

○制度概要（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000124845.pdf>

・ 証明方法

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000143635.pdf>